

平成27年度  
スマートエネルギーシステム導入促進事業  
公募要領

平成27年3月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

## 目次

1. 事業の背景及び目的について	・・・・・・・・ P. 1
2. 補助対象事業について	・・・・・・・・ P. 3
3. 補助対象事業の詳細・採択条件	・・・・・・・・ P. 5
4. 補助対象事業者について	・・・・・・・・ P. 10
5. 事業期間について	・・・・・・・・ P. 10
6. 補助対象経費、補助率及び補助金額について	・・ P. 11
7. 応募手続について	・・・・・・・・ P. 14
8. 審査及び結果通知について	・・・・・・・・ P. 18
9. 暴力団排除について	・・・・・・・・ P. 19
10. 説明会の開催	・・・・・・・・ P. 20
11. 問い合わせ先	・・・・・・・・ P. 20
12. 応募書類の提出順序	・・・・・・・・ P. 20
13. 応募書類等の様式	・・・・・・・・ P. 20
14. 参考資料	・・・・・・・・ P. 32

## 1. 事業の背景及び目的について

### 1-1. スマートエネルギーシステムについて

東日本大震災では、多くの地域で停電が続き、長期間にわたり電気やガスが安定的に供給されない等、大規模ネットワークに依存したエネルギー供給システムの脆弱性が明らかとなりました。

このような背景の下、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは、エネルギー資源として限りがないことや分散電源としての設置の容易さ、コンパクトさ、需要家自らがエネルギーを発電し、使うことができる電源である等の特徴を有しており、災害時の最低限のエネルギーを供給するインフラとしても有効であると考えられます。

この事業は、東日本大震災において被災した地域において、停電時にもっともエネルギー供給が必要とされる建物、施設等に再生可能エネルギー及び蓄電池を中心としたエネルギーシステムを導入することで、災害時で電力やガソリン等のエネルギーが不足する状況においても、災害時に必要となる機能を維持する最低限の電力を供給することができる「スマートエネルギーシステム」といった分散型のエネルギーシステムが必要となっていることを踏まえ、需要サイドに設置する太陽光発電等の再生可能エネルギー及び蓄電池、さらには必要により燃料電池等のコージェネレーションシステムを組み合わせた分散型エネルギー供給システムの普及により、災害に強いエネルギーシステムの構築に貢献することを目指すものです。

また、このスマートエネルギーシステムは、通常時においては系統から供給される電力のピークカットにも貢献することが期待されます。

更に、このようなスマートエネルギーシステムは、スマートハウスやビル、地域のエネルギーマネジメントシステム等との連携で面的広がりを持つことにより、次世代のエネルギー・社会システムへと発展していくことが期待されています。

### 1-2. 政府全体における位置づけ

被災地へのスマートエネルギーシステム、スマートコミュニティの導入の必要性に関しては、「復興への提言～悲惨の中の希望～」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議)、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)において次の通り、位置づけられています。

## 第2章 くらしとしごとの再生

### (6) 地域経済活動を支える基盤の強化

#### ②再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

##### 地域自立型エネルギーシステム

被災地におけるインフラの再構築にあたっては、先端的な自立・分散型エネルギーシステムを地域特性に応じて導入していくことが必要である。そのシステムは、まず、省エネルギーシステムの効率的な活用、次いで、再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源の利用と蓄電池の導入による出力不安定性への対応、さらにガスなどを活用したコージェネ（熱電併給）の活用を総合的に組み合わせたものである。

こうした自立・分散型エネルギーシステム（スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ）は、エネルギー効率が高く、災害にも強いので、わが国で長期的に整備していく必要がある。そこで、被災地の復興において、それを先導的に導入していくことが求められる。地域の復興・再生において、防災、地域づくりなど、他の計画と並行して一体的に進めることがより効果的である。

## 5 復興施策

### (3) 地域経済活動の再生

#### ⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

(ii) 被災地域の中核となる避難用施設など防災拠点等に再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたスマートエネルギーシステムを導入するとともに、エネルギーの利用効率を高めるスマート・コミュニティ、スマート・ビレッジを被災地域に先駆的に導入し、被災地域の電力需給を安定させ、将来のスマートシステムの先行事例として活用する。被災地域への再生可能エネルギーシステムの関連産業の集積を促進する。

## 2. 補助対象事業について

下記の(1)～(3)の条件を満たす、再生可能エネルギー及び蓄電池等を組み合わせたエネルギーシステム(「スマートエネルギーシステム」)を導入する者が申請を行って下さい(なお、導入する者が導入する施設の所有者でない場合には、当該施設の所有者も含めて共同申請を行って下さい。)

本事業は、東日本大震災において津波被害等で深刻であった下記(2)の地域に導入する地域の施設に設置する下記(1)の設備を補助対象としています。

また、当該施設は防災拠点として防災計画や防災協定等で指定される必要はありませんが、地方公共団体が防災拠点として認める旨表明しているもの(地方公共団体から施設所有者等へ、災害時の協力等についての依頼書が発行されている場合、及び地方公共団体が募集する災害支援に対して登録をしているもの\*を含む)に限ります。(なお、既に防災計画や防災協定等で指定されているもしくは今後予定している場合はその旨明記して下さい。)

なお、地方公共団体が所有する施設のうち、施設の運営・管理を民間団体(第三セクターを含む)が行っている施設も対象とします。

※ただし、当該補助金を受けるためだけに登録するものを除きます。

### (1) 導入設備(それぞれ付属システム・機器を含む)

本事業では、再生可能エネルギー発電設備(既存設備を含む)と蓄電池の両方を導入することを必須とします。

なお、蓄電池については、蓄電池を有し、系統又は建物等との連系により電力供給が可能な電気自動車(PHV・EV・FCV)も対象とします。

- ① 再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電等の発電設備)
- ② 蓄電池
- ③ 電気自動車(PHV・EV・FCV、系統又は建物等との連系によって電力供給を行うことができるものに限る。)

上記①と②又は①と③を必須の設備とします(①と②と③を設置した場合も補助対象とします。)

また、上記の設備に加え、以下の設備を追加的に設置出来ます。

- ④ 燃料電池
- ⑤ コージェネレーション
- ⑥ 熱利用システム(太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱及び地中熱利用システム等、再生可能エネルギーを熱源とした熱利用システム)
- ⑦ エネルギー管理システム

※再生可能エネルギーについては、以下のホームページを参照してください。  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/outline/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/)

(2) 導入対象地域

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）

(3) 導入施設

医療施設、福祉施設、教育施設、鉄道やバスの駅、道の駅、サービスステーション、コンビニエンスストア、宿泊施設、スーパーマーケット等の食品小売業等の施設のうち、災害発生時の防災拠点として機能し得る施設。防災拠点の機能としては以下のいずれかを含むこと。

- 避難施設
- エネルギー供給施設
- 物資（食料品等）提供施設
- 災害時にエネルギー供給を行う必要性が高い施設  
（医療施設、福祉施設に限る）

なお、導入施設に関しては、地方公共団体等の行政機関の指定もしくは上記機能を有していると認められる施設とします。

### 3. 補助対象事業の詳細・採択条件

本事業の採択にあたっては、以下の事項について評価します。できるだけ詳細に記載し、記載した内容を遵守して事業を実施していただくことが必要です。（応募様式は「12. 応募書類等の様式」を参照してください。申請書の本文はマイクロソフト形式のファイルに文章で記載することを原則とします。追加説明資料としてマイクロソフトパワーポイント形式等のファイルを添付することは差し支えありません。また、帳票類はマイクロソフトエクセル形式のファイルで記載することを原則とします。記載に当たっては指定した編集用ファイルを利用して下さい〔画像データやPDFファイルは不可〕）。

#### 3-1. 申請要件

次のいずれの項目も記載することを要件とする。

##### (1) 導入設備等について

導入場所、導入機器、システムの運用方法等についてできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。

##### ① 導入施設の特性

防災拠点としての機能、施設の所在地、地理的特性、系統の状況、需要の特性（電力・熱の消費特性）等を記載。

##### ② 導入施設の規模

敷地面積（㎡）、延べ床面積（㎡）、契約電力（kW）等を記載。

##### ③ 機器・システムの運用方法と組み合わせ。

導入する機器・システムの種類とその仕様、台数、設置場所および通常時と非常時の運用方法を記載。

##### (2) 災害時におけるエネルギー確保の緊急性について明示的に示すこと。

① 医療施設、福祉施設（老人ホーム等に代表される、当該施設において災害時に最低限のエネルギー供給が確保される必要がある施設を含む）にあっては、災害時に最低限のエネルギー供給が確保される必要性があること。

② ①以外の施設にあっては、災害時の通信インフラ、エネルギーや食糧・医療品提供等を維持管理する程度のエネルギー確保を行う必要性がある施設であること。

##### (3) 常用の電力・熱インフラとして、通常時に果たす役割を明示的に示すこと。

通常時にもエネルギー消費の削減等を果たすエネルギー供給システムであることを当該施設の電力・熱エネルギー収支により明示的に示すこと。

##### (4) 非常用の電力インフラ、熱インフラとして、災害時に果たす役割を明示的に示すこと。

① 外部電源、太陽光、ガスなど複数のエネルギー源によって、蓄電、蓄熱等がなされ、非常時にも外部からのエネルギー供給が遮断された場合において活用されるエネルギー供給システムであることを当該施設の電力・熱エネルギー収支により明示的に示すこと。

- ② 災害等の状況に応じて、負荷を自動又は、手動等で切り替えることによって、想定される復旧までの期間を選択出来るシステムであることを図面、タイムチャート等により明示的に示すこと。

例：スーパーマーケット・コンビニエンスストア

太陽光、燃料電池等によって得られる電力・熱エネルギーを蓄電、蓄熱し、例えば、一部の照明、冷蔵・冷凍庫に必要な電力と熱（温、冷）が確保される。

災害等の状況から、短期的対応と長期的対応の2段階に切換えられる設備とし、少なくとも3日間程度、最低限必要な電力を供給するシステム。

例：病院

太陽光、燃料電池等によって得られる電力・熱エネルギーを蓄電、蓄熱し、例えば、照明、熱湯を含む給湯、医療用器具用の電源、通信用電源等に最低限必要な電力と熱（温、冷）を少なくとも3日間程度供給出来るエネルギー供給システム。

例：学校

避難所の機能として、少なくとも3日間程度、系統からの電力が供給されるまで、自立的に最低限必要な電力を供給できるシステム。

※上記はあくまでも例であり、これにとらわれるものではありません。

- (5) 導入施設の場所が、「スマートコミュニティ導入促進事業」の対象地域である場合は、同事業により導入予定のシステムと連携が取れること。

- (6) 導入設備の維持・管理について具体的に示すこと。

例えば、取得財産の処分を制限する期間は、設備の提供事業者等から保守管理の提供を受ける等の措置を講じること。

### 3-2. 導入施設要件（避難施設の場合）

災害発生時に避難所として受け入れる避難者の想定人数を賄うだけのスペース、電気設備等を備えること。なお、避難所における一人当たりの面積（㎡/人）は、地方公共団体の防災計画等で定められている面積を満たすものとする。

※なお、地方公共団体で定められていない場合に関しては、十分な面積が確保されることを示すこと。



### 3-3. 導入設備要件

- (1) 災害発生時等、電力会社の電力系統から電力が供給されなくなっても、少なくとも3日間程度、当該施設で最小限必要となる電力・熱を賄える設備であること。
- (2) 導入する再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備）は、出力が10kW以上であること。ただし、既に再生可能エネルギー発電設備を有する場合は、既存設備を含め合計出力10kW以上の出力を有すること。
- (3) 再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備）は表1「再生可能エネルギー種毎の評価項目」を満たすこと。
- (4) バイオマス熱利用は、バイオマス依存度が60%以上であること。
- (5) 雪氷熱利用および地中熱利用は、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液等の流量を調節する機能を有する設備であること。
- (6) 通常時に系統から供給される電力のピークカットに効果を有するものであること。
- (7) 「次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に関する研究会 報告書」（2010年1月経済産業省）において示された、事業分野別の重要アイテム及び標準化テーマ（優先26分野）の標準化、当該事業において採用する標準規格を採用すること。
- (8) 日本工業標準化調査会国際専門委員会の下に設置された「スマートグリッド国際標準化戦略分科会」において審議される国際標準化戦略と合致したものであること。
- (9) スマートコミュニティの官民連携組織「スマートコミュニティ・アライアンス」における国際標準化の各種取組や、一般社団法人 電池工業会、一般社団法人 日本電機工業会等の標準化に関する取組と連動できること
- (10) 定置用リチウムイオン蓄電池を導入する場合は以下の要件を満たすこと。
  - ①安全基準
    - リチウム蓄電池システム全体について、一般社団法人 環境共創イニシアチブが行う「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金」または「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」において対象システムとして指定を受けたものであること。
  - ②系統連系（以下のいずれかを満たすこと）
    - 認証機関により、系統連系の認証がなされていること。
    - または電力会社に系統連系の申請を行い、個別協議を経て許可を得ること。
- (11) 電気自動車等の電源活用に関しては、一般社団法人 電動車両用電力供給システム協議会において制定された電動自動車用電力供給システム協議会規格に準拠すること。
- (12) 取得財産の処分を制限する期間、維持・管理可能な設備であること。

表1 再生可能エネルギー種別毎の評価項目

エネルギー種別 項目	太陽光 発電	風力発電	水力発電	バイオマ ス発電
① エネルギー賦存状況等	—	風況	流況	原料調達 計画
② 供給先との調整	系統連系 事前照会	電力協議	電力協議	電力協議
③ 環境に関する調査等	—	○	○	○
④ 地元調整	△	○	○	○
⑤ 用地確保	△	○	○	○
⑥ 許認可、法規制	○	○	○	○

- : 必ず評価する項目  
 △ : 設備条件等により評価する項目  
 — : 通常は評価対象としない項目

### 3-4. 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業により設置した設備の利用状況報告を最低4年間行っていただきます。報告内容は、「提出データ一覧」のとおりです。

利用状況報告を提出していただけない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがあります。

計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告していただく場合があります。

#### (1) 利用状況報告の期間、提出時期

- 利用状況報告のデータの収集期間は、原則として、設備完成後の補助金支払いがあった翌月から4年間（48カ月間）としますが、個別の状況により延長等する場合があります。
  - 1年目 : 設備等の運転開始から3月末まで
  - 2年目以降 : 4月1日から3月末まで
- 提出方法については、毎年5月頃に協議会から利用状況報告が必要な事業者に対して、前年度分の利用状況報告依頼を記録様式（EXCEL）と共に電子メール等で送付します。
- 利用状況報告は月単位の集計データとなります。
- 利用状況報告のための計測器の設置経費は補助対象とします。
- 必要に応じて、その他のデータの提出をお願いする場合があります。

(2) 提出データ一覧

表2 提出データ 一覧

導入設備	主な提出データ
再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備）	発電電力量、売電電力量、停止時間、設備利用率、発電単価
蓄電池	充電電力量、放電電力量
電気自動車等	充電電力量、放電電力量
燃料電池	燃料消費量、発電量、送電量、排熱回収量、停止時間、発電単価
コージェネレーション	燃料消費量、発電量、送電量、排熱回収量、停止時間、発電単価
熱利用システム	熱生産量、運転時間、停止時間、熱利用単価
エネルギー管理システム	総発電電力量、総売電電力量

#### 4. 補助対象事業者について

本事業の対象事業者は下記4-1.～4-5.を全て満たすものとします。

4-1. 以下を満たすこと。

- ① 日本法人（登記法人）である民間会社、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人等の非営利法人、防災街区計画整備組合、国立大学法人、独立行政法人、もしくは地方公共団体。
- ② ①の日本法人（登記法人）、または①を主申請法人（幹事法人）とする共同体等であること（なお、設備を導入する者が導入する施設の所有者でない場合には、当該施設の所有者も含めた共同体等であること。）。

4-2. 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者には該当していないこと。

4-3. 事業を円滑に遂行するために必要な費用に関し、十分な経営基盤を有していること。

4-4. 委託契約等で他の法人に事業を実施させる場合、委託先に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。

4-5. 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

#### <注意事項>

- 複数の法人による共同申請も可能だが、その際は経済産業省及び一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から連絡を取る窓口として、代表1社を主申請法人（幹事法人）として決めること。
- 協力関係にある企業等から、同一内容を別々に応募する重複応募は避けること。

#### 5. 事業期間について

平成27年度の事業期間は交付決定日から平成28年1月29日（金）までとします。

## 6. 補助対象経費、補助率及び補助金額について

### 6-1. 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助対象経費、補助率及び補助金額は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

#### (1) 補助対象経費について

補助対象となる経費の範囲は表3に示すとおりです。

表3 補助対象経費の範囲

補 助 事 業			備 考
補助対象経費の区分	費目	内 容	
装置等関係費	設計費	・本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費	・事前調査費等は対象外 ・基本設計費は補助対象外とする。
	設備費	・本事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変・蓄電設備及びこれらに付随する設備の購入、製造（改造を含む）、据付、輸送、保管に要する費用	・土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外とする。
	工事費	・本事業に必要な工事に要する経費	・建屋については補助対象外 ・既設構築物の撤去費は補助対象外 ・基礎工事については、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）は補助対象外とする。 ・植栽及び外構工事は補助対象外
	諸経費	・本事業を行うために必要なその他経費（工事負担金〔電力、水道、ガス〕、管理費〔旅費、会議費等〕）	・工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。 ・協議会や業者との打ち合わせのための旅費は対象外 ・振込手数料は対象外 ・通信運搬費、消耗品は対象外

※経費の計上に際しては、経済産業省の『補助事業事務処理マニュアル』に従っていただきます。

※補助対象経費は、消費税を含みません。

※採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。

(2) 補助率について

表4 補助率について

導入設備	補助率
再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備）	1/10以内 （固定価格買取制度の設備認定を受ける場合）
	1/3もしくは1/2以内 <sup>※1</sup> （固定価格買取制度の設備認定を受けない場合）
蓄電池	1/3もしくは1/2以内 <sup>※2</sup>
電気自動車 （PHV・EV・FCV）	2/3以内
燃料電池	2/3以内
コージェネレーション	2/3以内
熱利用システム	2/3以内
エネルギー管理システム	2/3以内

※1 固定価格買取制度の設備認定を受けない場合の補助率は以下のとおりとします。

○民間事業者：1/3以内

○地方公共団体、非営利民間団体等（特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人、協同組合、共済組合等）：1/2以内  
但し、補助対象経費によっては、他の補助金事業等を考慮して補助率が上記よりも小さくなる場合があります。

なお、取得財産の処分を制限する期間内に固定価格買取制度の設備認定を受けた場合は、補助金を返還していただくこととなります。

※2 中小企業等（中小企業等とは、中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号、最終改正：平成二一年七月一五日法律第八〇号）の第二条第一項で定める中小企業者（但し、個人は除く））が保有する施設等に設置する場合にあっては1/2以内となります。但し、補助対象経費によっては、他の補助金事業等を考慮して補助率が1/2よりも小さくなる場合があります。

(3) 補助金額について

補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

複数年度事業として採択された事業について、次年度以降に支払われる補助金額の上限額は、当該事業が採択された年度における補助金額の上限額を原則とします。

ただし、予算上やむを得ない場合には減額することがあります。

また、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合には、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

## 7. 応募手続について

### 7-1. 応募受付期間

公募期間は以下の通りとします。

平成27年3月16日(月)～平成27年9月30日(水)〔12時必着〕

なお、公募期間中に下記のとおり中間締切りを行います。

一次締切り：平成27年5月 8日(金)〔12時必着〕

二次締切り：平成27年6月30日(火)〔12時必着〕

※公募期間内は随時受け付けることとし、各締切りまでに到着し、かつ申請内容に不備のないものについて、審査及び交付決定を行います。

なお、応募の状況に応じて中間締切り以外に審査及び交付決定を行う場合があります。

(注意) 予算の関係上、予算相当額の事業に対して交付決定した場合は、公募期間中であっても、申請を受け付けることができない場合がありますのでご注意ください。

※業務時間(平日9:00～12:00及び13:00～17:00)外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

### 7-2. 提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブルコジマ2階

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

スマートコミュニティセンター 第四チーム 宛

### 7-3. 応募書類について

- (1) 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、応募書類の用紙の大きさは全てA4版で統一し、2穴(ISO838)のA4ファイルに綴じてください。
- (2) 以下の「応募書類一覧表」における提出書類については、「11. 応募書類等の提出順序」を参考に一式を束ねて、正本1部(片面印刷)、写し8部(両面印刷)を、電子媒体については、正本1部、副本1部を提出してください。電子媒体のラベル面には、申請事業名、申請団体名を表記してください。



- (3) 応募に係る審査は、応募書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じて対面審査等を行います（応募書類は、できるだけ簡潔明瞭に記入してください。）。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (4) 「応募書類一覧表」にある応募書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、応募書類は返却いたしませんのでご注意ください。

表5 応募書類一覧表

様式等番号	提出書類名	
様式第1	交付申請書	
別紙1	補助事業に要する経費の配分	
	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	
様式第2	実施計画書	
別紙3	補助事業の経費の配分	
	補助事業に要する経費およびその調達方法 (事業全体に要する経費)	
	追加資料1	事業実施体制図
	追加資料2	事業工程表
添付資料 [右記の他、必要に応じて参考資料等を添付のこと]	申請者の定款又は寄付行為	
	申請者の登記簿（履歴事項全部証明書の原本）	
	財務諸表（直近2カ年分）	
	法人の概要が分かる説明資料（パンフレット等）	
	金額の算出根拠資料（見積書、カタログ等） [様式第2別紙3の金額に対応する算出根拠資料を提出のこと]	
電子データ	申請書様式書類等の電子データ（CD-RもしくはDVD-R） [様式については、ワード、エクセル形式のファイルを提出すること]	

#### 7-4. 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の関連法令、及び、スマートエネルギーシステム導入促進事業実施細則の他、以下に記載した事項を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。

- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は平成28年1月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 交付年度終了後の4年間、利用状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6) 補助事業者は、取得財産等の処分を制限する期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分もしくは目的外使用する場合は、補助金の返還を行って頂きます。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。)
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(委託事業を確定したときの証拠書類の写しを含む。)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- (9) 当該事業が整備しようとする補助対象部分、箇所において、同時に国の公的な補助金等の交付を受けることはできません。
- (10) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (11) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (12) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (13) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札または見積もり合わせによることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札または見積もり合わせ(3者以上の見積もりが必要)によらなければなりません。
- (14) 什器、一般事務用品、パソコン、ソフトウェア等、汎用で利用可能なもので、当該補助事業のみに使用することを明らかに出来ない場合には、補助金に計上することができません。

#### 7-5. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

#### 7-6. その他

- (1) 補助金の支払は、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります(年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。)

- (2) 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了するものに限られます。したがって、今回申請に係る経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。
- (3) 国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金（スマートエネルギーシステム導入促進事業）以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。なお、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかは補助金支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は当該補助金の支払いが行えなくなるので、「補助事業事務処理マニュアル（添付資料）」を熟読の上、適正に管理することが必要となります。
- (5) 共同申請において、実施者が他の共同申請者の再委託先・外注先になることは、原則、できません。

## 8. 審査及び結果通知について

### 8-1. 審査方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査（非公開）を行い決定します。なお、交付申請書提出後に、必要に応じて申請に関するヒアリングを実施します。

### 8-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

#### (1) 応募資格

申請者は4. 補助対象事業者についての応募資格を満たしているか。

#### (2) 事業内容

申請内容が3. 補助対象事業の詳細・採択条件を満たしているか。

#### (3) 上記に加え、申請内容が以下の点を満たし、かつ優れたものであるか。

本事業における実際の作業内容・作業量が具体的に記載されており、かつ実施方法、実施スケジュールが効率的・実現可能なものであるか

### 8-3. 採択の通知等

(1) 選定結果については、決定後速やかに通知いたします。

(2) 原則として、採択された案件については、企業名、事業テーマ等を公表します。

### 8-4. その他

(1) 同一企業が類似内容で本事業以外の国の補助事業や委託事業と併願していると認められる場合等には、採択時に調整する可能性があります。

(2) 採択された場合であっても、予算の都合等により、補助金額が減額される場合があります。

(3) 応募状況により、応募受付期間中に審査を実施する場合があります。

## 9. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記(※)に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記(※)のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- (4) 補助事業者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

## 10. 説明会の開催

公募にあたり公募説明会を実施する予定です。開催内容が決まりましたら、改めてホームページ上でお知らせ致します。

なお、説明会への出席は義務ではありません。

## 11. 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。また、FAXによるお問い合わせも下記にて公募開始日から公募締め切りの一週間前までの間に限り受け付けます（日本語のみ）。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
スマートコミュニティセンター 第四チーム  
FAX：03-3984-8015

※FAX以外（電話、電子メール等）による問い合わせには応じられません。

## 12. 応募書類の提出順序

- 様式第1 交付申請書
  - 別紙1 補助事業に要する経費の配分
  - 別紙2 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
- 様式第2 実施計画書
  - 別紙3 補助事業の経費の配分
  - 別紙4 補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）
  - 追加資料1 事業実施体制図
  - 追加資料2 事業工程表
  - 添付資料

## 13. 応募書類等の様式

- 様式第1、第2（別紙を含む）の記載に当たっては編集用ファイルを利用すること。
- 提出する電子データ（CD-RもしくはDVD-R）には、交付申請書の書類全ての電子ファイルを添付すること。
  - 様式第1、第2（別紙を含む）は指定の編集用ファイルを添付すること。
  - 様式第1の押印書類は、スキャナ等により電子ファイル化したものも添付すること。
  - 登記簿謄本、会社概要パンフレット、定款、最新の決算報告書、金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）等の電子ファイルも添付すること。

様式第 1

補助事業者の制定している文書  
番号があれば記載すること。

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金交付申請書

スマートエネルギーシステム導入促進事業実施細則第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

### 記

1. 補助事業の名称

補助事業の名称は申請者が決めた事業名を記載すること（スマートエネルギーシステム導入促進事業ではない）。

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
(2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 補助事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

- ① 補助事業に要する経費
- ② 補助対象経費
- ③ 補助金交付申請額

補助事業の開始日  
・新規事業については『交付決定の日』と記載すること。  
・平成 26 年度からの継続事業については『平成 27 年 4 月 1 日』と記載すること。  
・事業期間の完了予定日は、最長でも平成 28 年 1 月 29 日とすること。

(注 1) 「補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。

(注 2) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙 1）

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

（注） 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

（1）様式2の「実施計画書」を添付のこと。

（2）その他協議会が指示する書面。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のスマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めたスマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を原資として補助事業者に交付するものです。



様式第1(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

導入設備	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備）			1/10 <sup>※1</sup> 以内	
蓄電池			1/3 <sup>※2</sup> 以内	
電気自動車、燃料電池、コージェネレーション、熱利用システム、エネルギー管理システム			2/3 以内	
消費税			—	
合 計				

※1 固定価格買取制度の設備認定を受けない場合は「1/3以内もしくは1/2以内」となります。

※2 中小企業等（中小企業等とは、中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号、最終改正：平成二一年七月一五日法律第八〇号）の第二条第一項で定める中小企業者（但し、個人は除く））が保有する施設等に設置する場合にあつては「1/2以内」となります。

様式第1(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

導入設備	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備）					
蓄電池					
電気自動車、燃料電池、コージェネレーション、熱利用システム、エネルギー管理システム					
消費税					
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

1. 補助事業の概要

補助事業の名称

補助事業の目的

補助事業の概要

2. 補助事業の内容

2-1. 概要

2-2. 申請（公募要領本文3-1. 申請要件に従い記述）

(1) 導入設備等について

①導入施設の特性

②導入施設の規模

③機器・システムの運用方法と組み合わせ

(2) 災害時におけるエネルギー確保の緊急性

(3) 常用の電力・熱インフラとして、通常時に果たす役割

(4) 非常用の電力・熱インフラとして、災害時に果たす役割

(5) 「スマートコミュニティ導入促進事業」により導入予定のシステムとの連携

(6) 導入設備の維持・管理

2-3. 導入施設（避難施設の場合、公募要領本文3-2. 導入施設要件に従い記述）

2-4. 導入設備（公募要領本文3-3. 導入設備要件に従い記述）

(1) 電力系統途絶時に3日間程度、電力・熱を賄うことができるか

(2) 再生可能エネルギーの割合

(3) 再生可能エネルギー種別毎の評価

(4) ピークカット効果

(5) 標準規格の採用

(6) 国際標準化戦略との関係

(7) 「スマートコミュニティ・アライアンス」との関係

(8) 定置用リチウムイオン蓄電池の要件

(9) 電気自動車の要件

(10) 維持・管理

3. 補助事業の事業期間

4. 実施体制

事業実施体制図

事業実施予定場所

事業統括責任者について

（氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス等を記載すること）

5. 事業費

事業経費の配分

資金調達の手配

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

6. 業務遂行能力

当該補助事業の内容に関連する事業等の実績

国等からの補助金の受入、委託契約の受託等の実績

経理的基礎（財務能力）

経理等事務管理責任者について

（氏名、所属、役職、住所、電話、メールアドレス等を記載すること）

7. 添付書類

事業実施体制図

事業収支計画表

事業費積算内訳

事業工程表

申請者概要がわかるもの（登記簿謄本、会社概要パンフレット、定款等）

最新の決算報告書（直近2ヶ年分）

補足資料

補助事業の経費の配分  
 （再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電等の発電設備））

（単位：円）

平成〇〇年度

費目	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費						1/10以内		
(小計)								
設備費						1/10以内		
(小計)								
工事費						1/10以内		
(小計)								
諸経費						1/10以内		
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

- ※1 固定価格買取制度の設備認定を受けない場合にあつては、補助率が「1/3もしくは1/2以内」となります。
- ※2 金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）を添付すること。その際、本表の記載項目と算定根拠資料が対比できるように番号等を付けること。
- ※3 金額は予定されている契約単位毎で記入すること。
- ※4 補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。
- ※5 複数年度に渡る事業の場合、事業全体及び各年度で作成すること。

補助事業の経費の配分  
(蓄電池)

(単位：円)

平成〇〇年度

費目	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費						1/3以内		
(小計)								
設備費						1/3以内		
(小計)								
工事費						1/3以内		
(小計)								
諸経費						1/3以内		
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

- ※1 中小企業等（中小企業等とは、中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第一百五十四号、最終改正：平成二一年七月一五日法律第八〇号）の第二条第一項で定める中小企業者（但し、個人は除く）が保有する施設等に設置する場合にあっては補助率が「1/2以内」となります。
- ※2 金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）を添付すること。その際、本表の記載項目と算定根拠資料が対比できるように番号等を付けること。
- ※3 金額は予定されている契約単位毎で記入すること。
- ※4 補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。
- ※5 複数年度に渡る事業の場合、事業全体及び各年度で作成すること。

様式第2（別紙3－3）

補助事業の経費の配分

（電気自動車等、燃料電池、コージェネレーション、熱利用システム、エネルギー管理システム）

（単位：円）

平成〇〇年度

費目	補助事業に 要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の 交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費						2/3 以内		
(小計)								
設備費						2/3 以内		
(小計)								
工事費						2/3 以内		
(小計)								
諸経費						2/3 以内		
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

※1 金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）を添付すること。その際、本表の記載項目と算定根拠資料が対比できるように番号等を付けること。

※2 金額は予定されている契約単位毎で記入すること。

※3 補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。

※4 複数年度に渡る事業の場合、事業全体及び各年度で作成すること。

様式第2（別紙4）

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

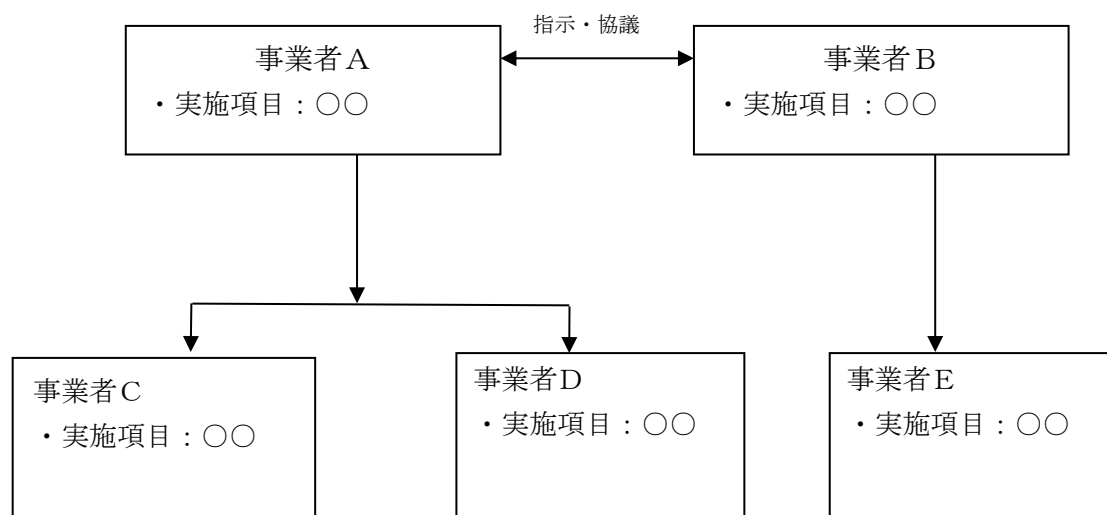
（単位：円）

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金	小計		銀行名	銀行名	小計			
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
平成〇〇年度												
合計												

様式第2（追加資料1）

実施体制の記載例（事業者）

（記載例）



（注）機関毎に、実施項目を記載すること。

従事者代表氏名

氏名	所属・役職（職名）



様式第2（追加資料2）

事業工程表

<平成〇〇年度>

項目	平成〇〇年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

<事業全体>

項目	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度

14. 参考資料

14-1. 健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級	健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000		～ 63,000	340	440		～ 81,900	440	
2	68,000	63,000	～ 73,000	400	520	81,900	～ 94,900	520	
3	78,000	73,000	～ 83,000	460	600	94,900	～ 107,900	600	
4	88,000	83,000	～ 93,000	520	680	107,900	～ 120,900	680	
5	98,000	93,000	～ 101,000	580	750	120,900	～ 131,300	750	
6	104,000	101,000	～ 107,000	610	800	131,300	～ 139,100	800	
7	110,000	107,000	～ 114,000	650	850	139,100	～ 148,200	850	
8	118,000	114,000	～ 122,000	700	910	148,200	～ 158,600	910	
9	126,000	122,000	～ 130,000	740	970	158,600	～ 169,000	970	
10	134,000	130,000	～ 138,000	790	1,030	169,000	～ 179,400	1,030	
11	142,000	138,000	～ 146,000	840	1,090	179,400	～ 189,800	1,090	
12	150,000	146,000	～ 155,000	890	1,150	189,800	～ 201,500	1,150	
13	160,000	155,000	～ 165,000	950	1,230	201,500	～ 214,500	1,230	
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,010	1,310	214,500	～ 227,500	1,310	
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,070	1,390	227,500	～ 240,500	1,390	
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,120	1,460	240,500	～ 253,500	1,460	
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,180	1,540	253,500	～ 273,000	1,540	
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,300	1,700	273,000	～ 299,000	1,700	
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,420	1,850	299,000	～ 325,000	1,850	
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,540	2,000	325,000	～ 351,000	2,000	
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,660	2,160	351,000	～ 377,000	2,160	
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,780	2,310	377,000	～ 403,000	2,310	
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,900	2,470	403,000	～ 429,000	2,470	
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,020	2,620	429,000	～ 455,000	2,620	
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,140	2,780	455,000	～ 481,000	2,780	
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,250	2,930	481,000	～ 513,500	2,930	
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,430	3,160	513,500	～ 552,500	3,160	
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,610	3,400	552,500	～ 591,500	3,400	
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,790	3,630	591,500	～ 630,500	3,630	
30	500,000	485,000	～ 515,000	2,970	3,860	630,500	～ 669,500	3,860	
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,150	4,090	669,500	～ 708,500	4,090	
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,320	4,320	708,500	～ 747,500	4,320	
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,500	4,560	747,500	～ 786,500	4,560	
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,680	4,790	786,500	～ 825,500	4,790	
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,860	5,020	825,500	～ 864,500	5,020	
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,040	5,250	864,500	～ 903,500	5,250	
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,220	5,480	903,500	～ 949,000	5,480	
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,450	5,790	949,000	～ 1,001,000	5,790	
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,690	6,100	1,001,000	～ 1,053,000	6,100	
40	830,000	810,000	～ 855,000	4,930	6,410	1,053,000	～ 1,111,500	6,410	
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,230	6,800	1,111,500	～ 1,176,500	6,800	
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,520	7,180	1,176,500	～ 1,241,500	7,180	
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,820	7,570	1,241,500	～ 1,306,500	7,570	
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,120	7,960	1,306,500	～ 1,371,500	7,960	
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,480	8,420	1,371,500	～ 1,449,500	8,420	
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,830	8,880	1,449,500	～ 1,527,500	8,880	
47	1,210,000	1,175,000	～	7,190	9,350	1,527,500	～	9,350	

#### 1 4 - 2. 固定価格買取制度との関係について

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）」及び平成23年8月に成立し平成24年7月1日に施行した、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、固定価格買取制度を利用することは差し支えありません。これらの制度を利用するに当たり、再生可能エネルギー発電設備に係る費用は固定価格買取制度をもって回収するため、補助率は1/10としています。

なお、買取価格および期間については、経済産業省告示第百三十九号を参照して下さい。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年六月十八日経済産業省告示第百三十九号）

(URL)

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/dl/2014hourei02.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/2014hourei02.pdf)

#### 1 4 - 3. 蓄電池の系統連系協議について

蓄電池システムを系統連系する場合、蓄電池システム設置者は設置地域の系統側電気事業者（東北電力）と系統連系協議を行い、蓄電池システムの系統連系保護装置等が「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（平成16年10月1日資源エネルギー庁）」に定められる技術要件に適合することを確認する必要があります。

系統連系保護装置等の認証制度は、上記ガイドラインの技術要件適合性を事前に試験するものです。認証された製品を使うことにより、電力品質の維持と保安確保を行うことができると共に、系統連系協議における個別の性能確認試験などが省略可能となるため協議期間の短縮化も期待されます。

なお、認証機関、電気事業連合会、一般社団法人日本電機工業会をはじめとした関係各所の取組みにより、まず出力が10kW以下の蓄電池システムの系統連系保護装置等を対象として認証制度の確立を進めており、平成24年7月から認証機関による認証を開始しております。